

平成 19 年度公立大学法人島根県立大学監事監査計画

平成 19 年 7 月 17 日

公立大学法人島根県立大学理事長 様

監 事

監 事

1. 監査の基本方針

公立大学法人島根県立大学監事監査規程(平成 19 年 4 月 1 日制定)(以下「監査規程」という。)に基づいて、本法人が掲げる理念・目標を達成する観点から、本法人業務について適正かつ効率的な運営に資するために監査を実施する。

2. 監査の項目

監査の対象は、次の事項について実施するが、特に、本年度は公立大学法人化の初年度であるため、法人化に伴う本学の業務実施状況及び会計に関する対応状況について、網羅的に実施する。

(1) 業務監査

大学の管理運営について

中期計画・年度計画の実施状況、学内諸規程の整備状況、関係諸法令の実施状況、管理運営の効率化の推進 など

人事管理・組織管理について

採用計画、人材育成・研修の実施状況、勤務時間管理、教職員個人評価制度、組織の効率化・合理化策、教員と職員の関係 など

財務・会計について

予算編成状況、収支計画・資金運用状況、経営計画、資金運用の効率化、経費削減対策の実施状況 など

教育・研究について

教育の質の向上、教育内容・教育環境の向上、教育研究経費の状況 など

学生確保・学生支援

学生確保策、入試対策、学生支援サービス、就職支援対策 など

社会貢献・産学連携

地域等との連携、共同・受託研究・外部資金獲得状況、広報活動・情報公開 など

(2) 会計監査

決算(年次及び月次)の状況、資金運用の状況、有形固定資産の管理状況、人件費・旅費の支給状況、債権の管理状況など

(3) 臨時監査

本監査計画策定後、監事が必要と認めた場合には、別途指定する事項について、監査規程第4条第2項第1項に定める臨時監査を実施することもある。

3. 監査の対象部局等

(1) 定期監査 監査事項に関連する本部及び各キャンパス担当部局

(2) 会計監査 本部事務局及び各キャンパスの財務担当部局

4. 監査の実施期間

(1) 定期監査

平成19年7月から平成20年6月の間、別途指定する日時

(2) 会計検査

決算終了後の平成20年6月初旬に実施

5. 監査の方法

監査は、書面監査及び実地監査とし、必要に応じて役員、担当課長等からの概況聴取、及び業務担当者から個別聴取する。

なお、実地監査を行う部局等については、別途連絡するものとする。

6. 監査報告書の作成

監査規程第9条第1項に基づき、平成20年6月とする。

7. 監査従事者

会計監事のほか、同条第7条第1項の定めるところにより、必要と認めるときは理事長の承認を得て、職員に監査の支援業務の従事を求めるものとする。